

日 薬 業 発 第 341 号
令 和 6 年 12 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準について、令和7年1月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものが示されました。

調剤報酬においては、連携強化加算について経過措置が設けられておりますので、引き続き算定する場合にはご注意ください。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 13 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和6年12月13日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）により示しているところであるが、当該通知の第4表2に掲げる項目であって、その項目を令和7年1月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和7年1月10日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

令和6年12月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和7年1月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項番	届出対象 (令和6年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
初・再診料	1	外来感染対策向上加算	令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(13)に該当するものとみなす。	外来感染対策向上加算	別添7、別添7の様式1の4
入院基本料等加算	2	感染対策向上加算1～3	令和6年3月31日において現に感染対策向上加算1、2、又は3の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、それぞれ1(15)、2(14)又は3の(10)に該当するものとみなす。	感染対策向上加算1～3	別添7、別添7の様式35の2

※[記載上の注意]にある添付書類は不要。

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
調剤基本料	1	連携強化加算	令和6年3月31日において現に連携強化加算の届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(1)に該当するものとみなす。	連携強化加算	別添2、別添2の様式87の3の4